

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	特区法第37条第1項 特区法第39条第1項 特区法第40条第1項	事業内容①	金属製品製造業						
	新(増)設に係る対象施設等の種類②	37条：償却資産の取得 39条：開発研究資産 40条：再投資資産		福島市杉妻町2-16			付表1の施設等を設置する住所すべてを記入。			
	新(増)設に係る対象施設等の種類③			機械装置			付表1の施設等のうち、主要なものを記入。			
	新(増)設に係る対象施設等を事業の用に供した年月日				4年 6月 20日					
	新(増)設に係る一の対象施設等を構成取得価額の合計額④	付表1の取得価額の合計			41,200,000 円					
課税免除申請額⑤	事業年度	3年 11月 1日から 4年 10月 31日まで		申告区分	確定 ・ 修正					
	第一号 所得金額	付表2の「福島県内分」の課税標準額、税額を記入。		福島県内分 (ア)		左のうち課税免除等分 (イ)		[参考] 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)		
		課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
		年400万円以下の金額	3.5/100	4,000,000	140,000	704,000	24,640	3,296,000	115,300	
		年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3/100	4,000,000	212,000	704,000	37,312	3,296,000	174,600	
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	7/100	2,808,000	196,560	494,000	34,580	2,314,000	161,900		
	計		10,808,000	548,560	1,902,000	96,532	8,906,000	451,800		
	第二号 収入金額			付表2の「課税免除分」の課税標準額、税額を記入。		課税標準額は(ア)-(イ)の額を記入。				
	第三号 所得金額			ただし、付表2を2枚以上添付する場合は、その合計額を記入。		税額は、上記課税標準額に税率を乗じて算出し、100円未満の端数は切り捨てる。				
	収入金額									
合計										
前回までの計⑥										
差引額計(⑤-⑥)⑦										
<p>上記の県税について、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 ××月 ××日</p> <p>申請者 所在地 福島市杉妻町2-16</p> <p>法人の名称 福島県庁株式会社</p> <p>代表者氏名 代表取締役 税務 太郎</p> <p>(この申請に係る担当者の氏名) 経理課 税務 次郎</p> <p>電話 024-521-7068</p> <p>本社の所在地を記入してください。また、申請内容について確認させていただく場合がありますので、ご担当者様の氏名・連絡先(電話番号)も記入してください。</p>										
福島県〇〇地方振興局長										

#### 添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る対象施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第3項に規定する指定書の写
- 7 その他参考となる書類

#### 記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例・・・水産食料品製造業、建築物整備事業等）。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、復興推進事業を行う事業所で事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物等を設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、事業の用に供する新（増）設に係る対象施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
  - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
  - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を以上添付するときは、その合計額を記載すること。
  - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 8 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。